

社会情勢の変化等に対応する課題検討シート

協議事項名	生活困窮者等と支援が必要な子どもへのセーフティネット機能強化(貧困連鎖解消等)
部局名	健康福祉部・教育委員会事務局
1. 現状	
1) 国の動き・社会経済情勢の変化	
<p>平成24年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貧困・格差対策の強化（重層的セーフティネットの構築） ○未来への投資（子ども・子育て支援）の強化 <p>などを柱とする社会保障改革の方向性が示されており、生活保護や子ども・子育てなどの各分野において、社会保障に係る制度・仕組みが大きく変わることになる。</p> <p>県としても、これらの社会情勢の変化の中で、「特に支援を必要とする方に対して、必要な支援を行う」という観点から、セーフティネット機能の強化について、適切に対応していく必要がある。</p>	
(1) 生活困窮者等にかかる情勢変化	
<p>生活保護受給者と生活困窮に至るリスクの高い層の増加を背景とし、生活保護受給に至る前の段階における生活困窮者の自立支援策の強化を図ること等を目的に、平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されることとなった。</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づく事業としては、必須事業である自立相談支援、住宅確保給付金のほか、任意事業として就労準備支援、家計相談支援、一時生活支援、生活困窮家庭の子どもの学習支援などを実施することとされている。</p>	
(2) 支援が必要な子どもにかかる情勢変化	
①子どもの貧困対策の総合的な推進	
<p>子どもの貧困の状況が先進国でも厳しい状況にある中（子どもの貧困率16.3% 平成24年厚生労働省データ）、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援など、子どもの貧困対策を総合的に推進し、貧困の連鎖を解消するため、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行された。加えて、同法に基づき、子どもの貧困対策の指針として、「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定された。</p> <p>大綱においては、生活困窮者自立支援法に基づく保護者の生活支援や「学校」をプラットフォームとした教育支援（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの増員）、社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化などが子どもの貧困対策の指針として記載されている。</p>	
②社会的養護のあり方	
<p>平成23年7月に国から公表された「社会的養護の課題と将来像」においては、里親やファミリーホームによる家庭的養護が優先され、児童養護施設の小規模化、小規模グループケア化、地域分散化等、家庭的養護の推進が求められており、要保護児童の割合について、「施設</p>	

本体：グループホーム：里親・ファミリーホームの内訳を1：1：1にする」方針が示されている。

また、地域における児童相談支援の充実のため、児童家庭支援センターの整備を進めるとともに、将来的には児童養護施設等への標準装備が必要とされている。

③児童虐待への対応

平成25年度に全国の児童相談所が対応した虐待相談件数は引き続き前年度よりも増加し、73,765件となっている。相談内容についても、性的虐待をはじめ、揺さぶられっ子症候群、代理ミンヒハウゼン症候群など、複雑かつ困難な事例が発生している。

また、神奈川県厚木市での男児遺棄致死事件、居住実態が不明な児童に関する調査の結果等を受けて、児童虐待への社会全体の関心が一層高まっている。

2) 三重県の現状

(1) 生活困窮者等にかかる現状

生活保護受給者数は増加を続け、平成26年5月で、13,122世帯、17,570人、保護率9.6%となっており、近況は高止まりの状況にある。

本県の保護率は全国平均17.0%（平成26年4月）に比較して低位にあるものの、東海北陸各県の中では愛知県に次いで高位にある。

（富山県3.3%、石川県6.5%、岐阜県5.9%、静岡県8.1%、愛知県10.7%）

【関連数値データ】

○生活保護受給者数と保護率（平成26年5月）

市部…16,346人、10.2% 郡部（多気町含む）…1,200人、5.2%

○平成25年度における生活保護相談件数と保護開始件数

（市部）生活保護相談…5,802件、保護開始件数1,795件

（郡部）生活保護相談…232件、保護開始件数…147件

○国民健康保険料（税）の滞納世帯数（平成25年6月）

市部…45,190世帯 郡部（多気町含む）…4,463世帯

○平成25年度における生活福祉資金相談件数

市部…5,185件 郡部（多気町含む）…277件

（2）支援が必要な子どもにかかる現状

①スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーにかかる現状

見えにくく捉えづらい児童生徒の実態をスクールカウンセラーが把握し、必要に応じてスクールソーシャルワーカーと連携している。スクールソーシャルワーカーは、学校や保護者と福祉等の関係機関をつないだり、つなぎ直しをしたりすることで、それぞれの家庭に寄り添った支援体制を構築している。

[SSW] 平成20年度から県教育委員会に配置 平成25年度以降、4名から7名に増員

[SC] 平成7年度から配置を開始 平成25年度は487校、平成26年度は514校配置

【関連数値データ】

暴力行為件数(件)

	H24	H25
小学校	118	174
中学校	543	598
高等学校	120	128
計	781	900

※H25は速報値

不登校児童生徒数(人)

	H24	H25
小学校	391	489
中学校	1,356	1,336
高等学校	780	846
計	2,527	2,671

※H25は速報値

SSWの学校及び関係機関等への訪問回数(回)

	H24	H25
小中高等学校	404	554
SCのべ相談件数(件)		
小中高等学校	40,469	47,679

②社会的養護にかかる現状

国が公表した「社会的養護の課題と将来像」をふまえ、県では、「県の社会的養護のあり方検討」を行い、各児童養護施設や乳児院の家庭的養護推進計画の策定を支援して、児童養護施設等の小規模グループケア化の整備や里親等委託の推進等を図ってきている。平成26年度においては、平成27～41年度を計画期間とする「県家庭的養護推進計画」を策定することとしており、要保護児童の割合が、『施設本体：グループホーム：里親・ファミリーホーム＝1：1：1』となることをめざすこととしている。

【関連数値データ】

○要保護児童数 542人 (H26年3月時点)

○施設本体：グループホーム：里親・ファミリーホーム = 410 : 42 : 90
= 10 : 1 : 2施設本体の小規模ケアは137で、家庭的ケア実施率は $269/542=49.6\%$ 。

③児童虐待対応にかかる現状

平成25年度における児童相談所の相談対応件数は1,117件と、過去最多となった。

県としては、平成24年に発生した児童虐待死亡事例の検証報告をふまえ、児童相談所の法的対応力の向上に向けて児童相談体制や取組の強化を図っており、配置した弁護士・警察官の専門性を生かした法的相談、助言などによって、様々な困難ケースに対応している。

また、連携強化の観点では、平成25年度の虐待相談対応において、市町と児童相談所とが共管で対応するケースが大幅に増えるなど、市町との情報共有、連携の体制は整いつつある。

児童虐待において特に連携が重要となる医療機関の理解促進に向けた取組の一環として、今年度からは新たに、NPO法人「MMC卒後臨床研修センター」との連携を進め、MMC参加医療機関での児童虐待対応に関する研修会の開催を働きかけ、児童相談所長を講師として派遣するなど協力体制をとっている。

なお、「居住実態が不明な児童に関する調査」により、本県では当初74名の該当があったが、その後の継続調査で、9月1日時点では4名となっている。

【関連数値データ】

児童虐待相談対応件数の年次推移

(単位：件)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全国	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,765
三重県	526	533	524	527	395	541	858	930	1,022	1,117

2. 課題

子どもの貧困が先進国でも厳しい状況にある中で、子どもたちの生育環境を整備し、教育を受ける機会の均等を図り、貧困の連鎖を断ち切るために、生活に困窮している親の世代への支援と厳しい状況に置かれている生活困窮世帯等の子どもへの支援を一体的に実施することで、できる限り早い段階での自立助長を促進する必要がある。

それぞれの制度改正等により、これまで生活保護に至る前の段階にあり、制度の狭間で支援を受けられなかった親の世代への支援と、厳しい状況に置かれている子どもへの支援を一体的に実施することが可能になったこの機会を捉えて、支援を必要とする方に対するセーフティネット機能を強化する必要がある。

(1) 生活困窮者等にかかる課題

県内における生活保護の現状をふまえ、生活保護受給に至る前の段階での支援を強化するため、生活困窮者の自立支援に積極的に取り組む必要がある。

県が実施主体となる郡部においては、地域性を考慮し、効率的な事業実施を図る一方、対象者の多様性に応じた支援を展開するため、必須事業である自立相談支援事業や住宅確保給付金、既存の制度による支援を行うことはもとより、任意事業により、就労準備、家計相談支援、一時生活支援、生活困窮家庭の子どもの学習支援など、きめ細かな支援を行い、対象者の早期の自立助長を促す必要がある。

また、県の取組を示すとともに、事業実施に関する情報を提供するなどにより、県内の人口の大部分を占める福祉事務所設置市町に対し、積極的な事業実施を促す必要がある。

(2) 支援が必要な子どもにかかる課題

①子どもへの教育・学習支援にかかる課題

学ぶ意欲のある全ての子どもが質の高い教育を受けることができるよう、生活困窮家庭のみならず、ひとり親家庭、児童養護施設での学習支援に積極的に取り組んでいく必要がある。

また、児童生徒の問題行動や不登校が増加しており、その背景として、貧困をはじめとする家庭的な要因があげられ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる積極的な支援が必要である。特に、発達段階の早い時期（小学校）における福祉関係機関との連携を図るため、スクールカウンセラーの小学校の未配置校への配置拡大とともに、スクールソーシャルワーカーによる専門的な立場からの支援が必要である。

②社会的養護にかかる課題

ア 児童養護施設、乳児院が家庭的養護推進計画を策定するにあたり、支援を行ってきたところ、各施設の計画において、本体施設の小規模グループケア化、地域分散化等が計画されている。今後15年間で、要保護児童の割合を施設本体、グループホーム、里親・ファミリーホームで1:1:1とする目標を達成するためには、里親等への委託を増やすとともに、各施設の小規模化、地域分散化等を計画的に支援していく必要がある。

特に、里親等委託の推進には、里親の新規開拓及び里親支援のより一層の充実が求められる。

イ 里親等への委託については、児童相談所の里親支援機能を強化するとともに、市町における支援を充実していく必要がある。

ウ 施設整備については、計画的に実施する必要があり、時期等の調整及び財政支援が必要となる。

③児童虐待対応にかかる課題

ア 平成26年度から導入したアセスメントツールを活用した対応について、当事者や関係機関の理解や信頼が得られるよう、運用における精度の管理を適切に行うこと。

イ 医療機関において、虐待が疑われる事例を見逃さない、適切に通告するといった行動がとれるよう医療従事者の資質向上を図る必要があること。

ウ 学校・幼稚園・保育所においては、普段の生活の中での子どもの変化に気づくスキルの向上とともに、適切に対応することの必要性について関係者の理解を促進すること。

エ 特に居所不明児童の発生予防、早期対応に向けては、県、市町、警察等関係機関の実務の徹底、一層の連携強化を図ること。

3. 対応策

(1) 生活困窮者等へのセーフティネット

県が生活保護等の実施主体となる郡部においては、生活困窮者自立支援法に基づく必須事業である自立相談支援事業を社会福祉法人、NPO等へ一括して委託し、効率的な事業の実施を図る。また、任意事業については、就労準備支援事業、家計相談支援事業、一時生活支援事業、生活困窮世帯の子どもへの学習支援を実施するが、特に就労支援の一環としての就労準備支援事業と、生活困窮家庭の子どもへの学習支援に積極的に取り組む。

また、福祉事務所を設置する市町に対しては、県の事業実施に係る検証結果や生活困窮者自立支援法に係る最新の情報などを提供するとともに、近隣市町と意見交換ができる場を設けるなど、任意事業の積極的な実施を働きかけていく。

(2) 支援が必要な子どもへのセーフティネット

①子どもへの教育・学習支援

生活困窮家庭の子どもへの学習支援に加え、支援が必要な全ての子どもに学習支援ができるよう、教育委員会とも連携し、ひとり親家庭学習支援事業、児童養護施設入所児童への学習支援に積極的に取り組む。

福祉関係をはじめとする関係機関との連携を図り、スクールソーシャルワーカーによる家庭への働きかけを強化する。

また、できるだけ発達段階の早い時期（小学校）における福祉関係機関との連携を図るため、その窓口となるスクールカウンセラーを小学校の未配置校へ配置拡大する。

②社会的養護にかかる対応

ア 新規開拓の強化と里親支援

子どもの最善の利益のため、要保護児童の処遇先の選択肢を広げるために、モデル地域を設定し、関係市町や里親支援専門相談員等との連携により1中学校区1里親の取組を進める。

また、児童相談所の里親支援機能を強化し、児童相談所と里親支援専門相談員の連携協力により里親に対する相談・交流支援の充実を図るとともに、里親制度の普及、浸透のため、地域における里親開拓や入所児童の里親委託等を推進する。

イ 児童養護施設等の整備促進

児童養護施設の本体施設の小規模グループケア化を進めるため、整備費の財政支援を行い、計画的な整備促進を図る。また、平成26年度に新たに整備される児童家庭支援センターの運営支援を行い、地域の相談窓口の充実、里親や要支援児童への支援の充実を図る。

③児童虐待への対応

ア アセスメントツール活用強化

アセスメントツールの適切な運用を徹底し、各児童相談所の運用状況の解析、国内外のデータによる情報収集を行うとともに、各児童相談所の事例を第三者で評価し、ベストプラクティスを探り、全児童相談所での定着を図る。

イ 医療現場における児童虐待早期対応の推進

NPO法人MMC卒後臨床研修センター等と協働し、特に若年医師を中心とした医療従事者に対し、虐待の兆候や証拠保全や通告の必要性、放置した場合の危険性など、児童虐待対応に必要な医療分野の知識を身につける機会を提供する。

ウ 児童虐待進行管理強化

児童相談所が進行管理中の児童虐待ケースのうち、中軽度の事例について、外部委託により学校、幼稚園、保育所等でのモニタリングを強化している。今後は、実施地域を拡大する（※）とともに、教員、保育士等の虐待対応スキルの向上を図るために、情報の収集だけでなく、情報提供や意見交換まで広げて実施し、より的確な対応を促進する。

※ 平成26年度は津地域で実施し、平成27年度は四日市地域に拡大する。

エ 居所不明児童の発生予防・早期対応

居所不明児童の発生を防止するため、市町の保健・福祉・教育分野の連携による情報共有など確認業務を徹底する。また、市町と児童相談所及び警察との連携による広域対応など、取り組むべき手法を整理し、児童相談所と市町との定期協議、市町の要保護児童対策地域協議会の中で取組結果を共有し、さらなる対応に向けて協議等を行う。

社会情勢の変化等に対応する課題検討シート

協議事項名	深刻化する犯罪の脅威から県民の命と財産を守る緊急的な取組
部局名	警察本部・環境生活部
1. 現状	
1) 国の動き・社会経済情勢の変化	
刑法犯認知件数が平成14年をピークに一貫して減少するなど、犯罪情勢には一定の改善がみられる一方、法施行以降最多となったストーカー事案・配偶者暴力事案や、相次いで発生した子どもを狙った連れ去り・監禁事案（北海道、岡山県）など、社会に強い不安を与える脅威が深刻化しています。	
加えて、内閣府の「男女間における暴力に関する調査報告書（平成24年4月公表）」では、「異性から無理やりに性交された女性」のうち、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した被害者が全体の67.9%を占めるなど、性被害の潜在性が顕著に表れています。	
そのほかにも、社会問題化する危険ドラッグの蔓延、インターネットバンキングに係る不正送金事犯等のサイバー犯罪などといった脅威の出現が、治安上の新たな課題となっています。	
このような中、国では昨年、「世界一安全な日本」創造戦略」を策定し、国民が安全で安心して暮らせる国であることを実感できる世界一安全な国、日本を創り上げることを目指しています。	
2) 三重県の現状	
三重県でも、刑法犯認知件数が減少傾向にあり、一定の改善はみられるものの、ストーカー事案・配偶者暴力事案の認知件数が過去最高を記録、子ども・女性が被害者となった性犯罪やその前兆事案である声掛け・つきまとい事案等が多発するなど、憂慮すべき状況にあります。	
また、三重県内で性被害に遭った女性に対し、平成25年度に実施されたアンケート結果でも、「誰にも相談できず、一人で悩んでいた」、「気軽に相談できる女性相談員対応の性犯罪・性暴力専用相談窓口がほしい」などといった切実な声が上がっています。既存の性犯罪・性暴力被害者支援の相談体制では、この種の被害者相談において十分配慮する必要がある女性相談員での対応や、初期産婦人科的処置等の支援を行う被害者が相談しやすい窓口が整備されていない現状にあります。	
更には、危険ドラッグ吸引者による交通人身事故（危険運転致傷で逮捕）が発生し、無関係の第三者が被害に遭ったほか、インターネットバンキングに係る不正送金事犯が急増するなど、全国と同様、新たな脅威にさらされています。	
【関連数値データ】	
別添資料参照。	
2. 課題	
深刻化する犯罪の脅威から県民の命と財産を守るために、犯罪を発生させない環境の構築はもとより、発生した犯罪の徹底検挙、被害者の悩みを受け止める体制の確立が行政に求められる重要な課題です。	
他者への無関心、人間関係の希薄化等の社会の変化に伴う秩序維持機能の低下など、捜査を取り巻く環境が大きく変容する現状を踏まえた犯人の事後追跡可能性の確保に努めつつ、課題を克服するため、次のポイントに注力します。	

- 1)ストーカー事案・配偶者暴力事案における被害者等の保護対策の強化
- 2)子ども・女性を守るインフラや支援体制の整備
- 3)危険ドラッグの蔓延を食い止める広報啓発と鑑定の迅速・高度化による取締りの強化
- 4)インターネットバンキングに係る不正送金事犯対策の強化

3. 対応策

1)ストーカー事案・配偶者暴力事案における被害者等の保護対策の強化

ストーカー事案・配偶者暴力事案などといった恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案は、昨年10月、東京都三鷹市で発生した女子高校生被害に係る殺人事件にみられるように、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいことを踏まえ、加害者の迅速な検挙は当然のこと、被害者等の緊急一時避難に係る宿泊費の確保や、ビデオカメラ等の活用による保護措置など、被害者等を支援するための取組を強化します。

2)子ども・女性を守るインフラや支援体制の整備

犯罪等から子ども・女性を守るために、地域における見守り活動を一層充実させるとともに、これら犯罪等の予防と発生後の犯人追跡可能性を確保するための環境整備を推進します。

併せて、誰にも相談できずにいる性犯罪・性暴力被害者を一人でも少なくするため、女性による専門相談窓口を設置し、産婦人科等と連携した「緊急避妊等の産婦人科的処置」などを行う、関係機関・団体等と連携した総合的なワンストップの支援体制の構築を進めます。

3)危険ドラッグの蔓延を食い止める広報啓発と鑑定の迅速・高度化による取締りの強化

違法性や危険性について国民に誤解を与えると問題提起され、「危険ドラッグ」と呼称されることになった背景を踏まえ、その蔓延を食い止めるべく、これまでの覚醒剤等を主眼とした薬物乱用防止教室等の取組に「危険ドラッグ」を加え、新たな切り口による広報啓発活動を開拓して、県民の規範意識の醸成を図ります。

併せて、危険ドラッグの供給の遮断と需要を根絶するための捜査力を強化すべく、分析機器等の整備を推進し、検挙に必須となる鑑定の迅速・高度化を図ります。

4)インターネットバンキングに係る不正送金事犯対策の強化

インターネットが県民の生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着する中、インターネットバンキングに係る不正送金事犯が急増、県民の財産が一瞬にして奪われる被害が生じている現状を踏まえ、迅速な被害状況の解析等による関与者の検挙はもとより、民間事業者等の優れた知見を活用し、金融機関等に対する注意喚起やインターネットバンキング利用者への広報を強化するほか、不正送金先となる銀行口座の売買の犯罪性に関する啓発等を推進し、この種事犯の未然防止と被害拡大防止を図ります。

※必要に応じて資料を添付すること

別添【関連数値データ】

○ ストーカー事案認知件数（県内）

平成25年8月末	平成26年8月末	前年同期比
222件	268件	+46件

○ ストーカー事案の主な対策状況

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
認知件数	全国 県内	14,823 225	16,176 232	14,618 272	19,920 295
警告件数	全国 県内	1,376 20	1,344 10	1,288 13	2,284 17
禁止命令件数	全国 県内	33 0	41 0	55 0	69 0
援助件数	全国 県内	2,303 42	2,470 43	2,771 42	4,485 76
ストーカー規制法違反 検举件数	全国 県内	263 3	229 3	205 1	351 4
					402 5

○ 配偶者暴力事案認知件数（県内）

平成25年8月末	平成26年8月末	前年同期比
387件	482件	+95件

○ 配偶者暴力事案の主な対策状況

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
認知件数	全国 県内	28,158 424	33,852 492	34,329 546	43,950 548
援助件数	全国 県内	8,730 86	9,748 107	10,290 135	13,059 178
保護命令決定	全国 県内	2,429 52	2,428 35	2,144 29	2,572 32
通知受理件数	全国 県内	92 4	86 1	72 1	121 5
保護命令違反 件数	全国 県内	92 4	86 1	72 1	110 5
					4

○ 声掛け、つきまとい事案等の認知件数の推移

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年8月末	前年同期比
子供	401	307	363	383	311	460	341	+118
女性	308	309	270	399	393	550	432	+107
合計 (前年比)	709 -6.6%	616 -13.1%	633 +2.8%	782 +23.5%	704 -10.0%	1,010 +43.5%	773 +41.1%	+225

○ 性犯罪等（強姦、強制わいせつ、略取誘拐）の認知件数

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年8月末	前年同期比
認知件数	107	94	77	57	77	83	47	-6
うち女性	104	93	77	55	72	82	46	-7
構成率	97.2%	98.9%	100.0%	96.5%	93.5%	98.8%	97.9%	
うち子ども	6	9	13	10	12	8	15	10
構成率	5.6%	9.6%	16.9%	17.5%	15.6%	9.6%	31.9%	

*「子ども」とは、13歳未満の男女をいう。

○ 危険ドラッグ関連犯罪検挙人員（全国）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年8月末
人 員	11	10	6	112	176	145

○ 三重県内における危険ドラッグ関連事案

【交通人身事故（四日市北署）】

平成25年6月10日、四日市市富田二丁目地内の国道1号において、24歳の男性が危険ドラッグを吸引し、正常な運転が困難な状態で普通貨物車を運転中、対向車両とその後続車両に衝突し、相手方2人が負傷（軽傷）したもの。

※ 平成26年2月24日、危険運転致傷で逮捕（薬物吸引による適用は本県初）。

【薬事法違反（所持）事件（松阪署）】

平成26年4月2日、松阪市内において、35歳の男性が危険ドラッグ（指定薬物・α-PBP等）の粉末等計70グラム等を所持していたもの。

※ 指定薬物の所持は、平成26年4月1日に施行された改正薬事法により新たに禁止行為となったもので、同事案の検挙は本県初。

○ インターネットバンキング不正送金事犯の発生状況

	全国（件数／金額）	三重県（件数／金額）
平成23年	165件／約3億800万円	1件／50万円
平成24年	64件／約4800万円	0件／0万円
平成25年	1,315件／約14億600万円	21件／約2,500万円
平成26年8月末	1,254件／約18億5,200万円 (※平成26年6月末)	21件／約4,400万円